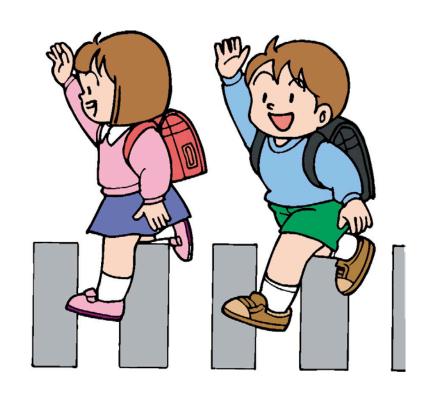
第2次国分寺市特別支援教育基本計画 (義務教育時)



平成24年3月22日 国分寺市教育委員会

はじめに

国分寺市では、特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸長し、 自立と社会参加を目指す教育環境の一層の充実のために、平成20年5月に、国分寺市にお ける特別支援教育推進の基本的な方向を示すものとして、国分寺市特別支援教育基本計 画(義務教育時)(以下「本計画」という。)を作成しました。

具体的には、本計画に基づき、次に示す内容について、小・中学校における特別支援教育 推進体制を整備してきました。

- 1 施設に関すること
 - ・特別支援教室や特別支援学級の計画的な設置
- 2 組織的な支援体制に関すること
 - ・個別支援委員会や校内委員会の設置
 - ・個別の教育支援計画の導入
- 3 人的支援に関すること
 - ・特別支援教育支援員や特別支援教育相談員の各小・中学校への派遣

一方,東京都は,平成22年11月に,「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」を 策定しました。その中では,小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒へ の支援を充実させるため,すべての小・中学校に特別支援教室を設置することや,通級指 導学級を巡回指導の拠点校として位置付けることなどが示されています。

こうした東京都の動向を踏まえ、国分寺市教育委員会では、本計画を改訂するために、 平成23年7月に特別支援教育推進委員会(以下「本委員会」という。)を設置しました。

本委員会では、7月から 11 月までの5回にわたり、平成 24 年度以降の新たな特別支援教室、通級指導学級(情緒障害等)及び固定学級(自閉症・情緒障害)の設置や、就学後の児童・生徒の支援の在り方に関することなどについて協議していただきました。その後、本委員会での結果報告を11月に受け、本結果報告と国及び東京都の動向を踏まえながら本計画を改訂しました。

国分寺市教育委員会では、改訂した基本計画に基づき、特別支援教育の一層の充実に努めてまいりますが、今後も学校をはじめ、保護者及び市民のご理解とご協力を改めてお願いいたします。また、本計画を改訂するにあたり、貴重なご意見を多数いただいた本委員会委員の方々に深く感謝いたします。

平成 24 年 3 月

目 次

1	特別	支援教	育(の理	念と	_ 国	及	び東	「京	都	の重	协向	١.	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		·寺市特					-		-															の	実	施		
(1)		立小・ 務教育	-					教 至・・	· 次	•	等 方	· ·	· 接	子) •	· •	<i>ひ</i> i	文 直	[· •	•	•	•	•	•	•			2 4
3	特別	支援教	育	実施	上の	の課	題		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	6
		. 24 年 . 別支援								. •		•—	等)	及	びび	固	定章	学系	及((自	閉	症	•	情	緒	障	害)
	(I)	設置に 基本的		_				· ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	②)就	設置に :学後の									، ح		•		•			•	•	•	•				•		•	7
	① ②	基本的就学後		• -				_	って	<u>-</u>																		
(3) 特 ①	別な支 個別の			- '	-					, -									•	•	•	•	•	•	•	•	9
	23	通常の 特別支	•				•	_ , .					-	つ	<i>۱</i> ۷۷	T												

1 特別支援教育の理念と国及び東京都の動向

<特別支援教育の理念>

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、 障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ人々が生き生きと活躍できる共生 社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要 な意味をもっている。

平成19年4月1日付19文科初第125号「特別支援教育の推進について(通知)」より

<国及び東京都の動向>

年	玉	東京都
平成 15 年	・今後の特別支援教育の在り方に ついて(最終報告)	
平成 16 年		東京都特別支援教育推進計画第 一次実施計画の策定
平成 17 年	・特別支援教育を推進するための 制度の在り方について(答申)	
平成 18 年	・学校教育法施行規則の一部改正	
平成 19 年	・「発達障害」の用語の使用について(通知)・特別支援教育の推進について(通知)・学校教育法の一部改正・特別支援教育の全面実施	・東京都特別支援教育推進計画第 二次実施計画の策定
平成 22 年	· 村加又仮教目の王田夫旭	・東京都特別支援教育推進計画第 三次実施計画の策定

2 国分寺市特別支援教育基本計画 (義務教育時) に基づく特別支援教育の実施状況

(1) 市立小・中学校特別支援教室及び特別支援学級の設置状況

国分寺市では、本計画に基づき特別支援教室や特別支援学級の設置を進めてきました。【表1】は、平成23年度における市立小・中学校特別支援教室及び特別支援学級の設置状況を示したものです。

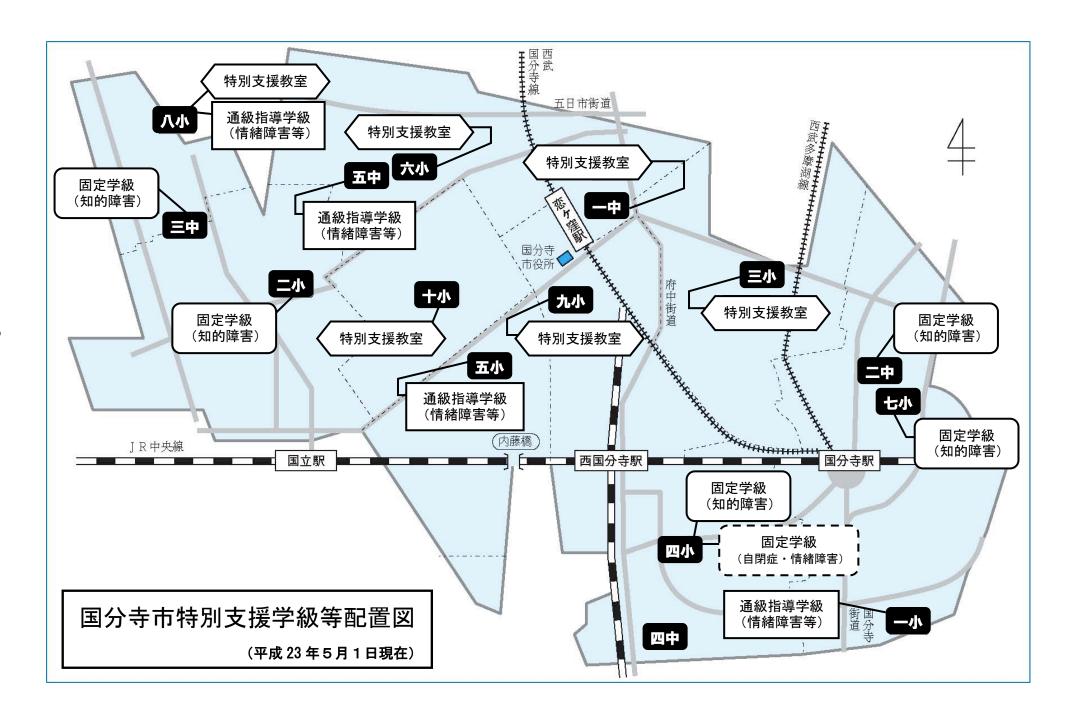
【表1】 市立小・中学校特別支援教室及び特別支援学級の設置状況

(表中の年度は設置年度)

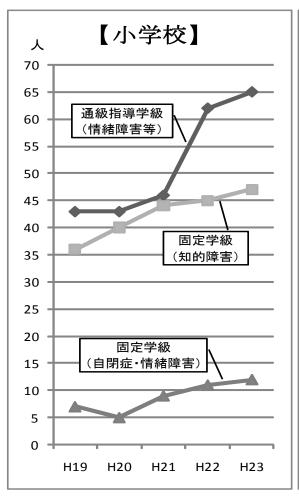
	特別支援教室	通級指導学級 (情緒障害等)	固定学級 (知的障害)	固定学級 (自閉症・情緒障害)
第一小学校		平成 15 年度		
第二小学校			昭和63年度	
第三小学校	平成 22 年度			
第四小学校			昭和 39 年度	昭和53年度
第五小学校		平成 19 年度		
第六小学校	平成 21 年度			
第七小学校			昭和 55 年度	
第八小学校	平成 20 年度	平成 22 年度		
第九小学校	平成 19 年度			
第十小学校	平成 20 年度			
第一中学校	平成 23 年度			
第二中学校			昭和33年度	
第三中学校			平成 23 年度	
第四中学校				
第五中学校		平成 17 年度		

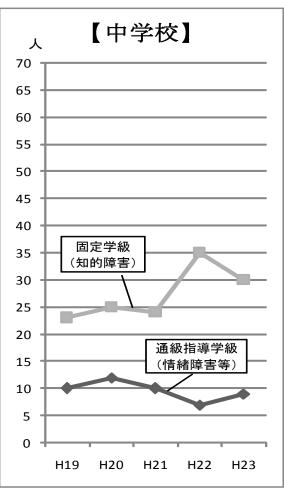
本計画では、特別支援学級の設置されていない学校から順次、特別支援教室の設置 を進めてきました。また、平成23年度時点では、中学校に固定学級(自閉症・情緒 障害)が設置されていない状況があります。

P3には、国分寺市特別支援学級等の配置図を、P4の【図1】には、平成19年度から平成23年度までの国分寺市における特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移についてそれぞれ示しました。



【図1】 国分寺市における特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移



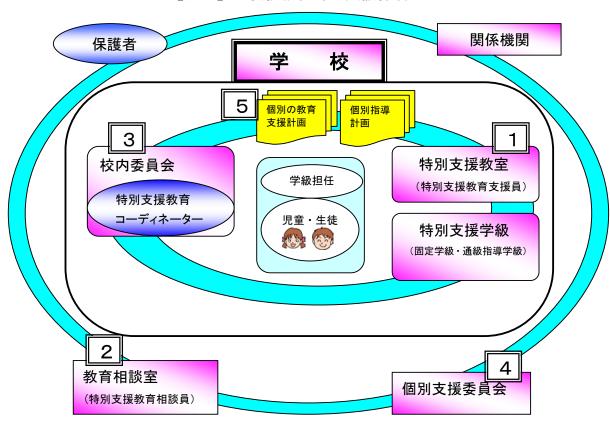


過去5年間,小学校では,通級指導学級(情緒障害等),固定学級(知的障害及び自閉症・情緒障害)に在籍する児童数はそれぞれ増加傾向にあります。また,中学校では,固定学級(知的障害)に在籍する生徒数は増加傾向にありますが,通級指導学級(情緒障害等)に在籍する生徒数はほぼ横ばいと言えます。

(2) 義務教育時の支援体制

国分寺市では、本計画に基づき、特別支援教育支援員や特別支援教育相談員の各小・中学校への派遣、さらには、個別支援委員会や校内委員会の設置等をとおして、【図2】に示す体制で、特別支援教育を推進してきました。また、【表2】に本市における特別支援教育の実施状況についてまとめました。

【図2】 義務教育時の支援体制



*【図2】の番号は、【表2】の番号と対応しています。

【表2】 本市おける特別支援教育の実施状況

		取 組 状 況
1	特別支援教室 (特別支援教育支援員)	平成23年度は,特別支援教室が設置されている学校(第三小学校,第六小学校,第八小学校,第九小学校,第十小学校,第一中学校)に,週1回派遣している。
2	教育相談室 (特別支援教育相談員)	教育相談室の教育相談員が、1校当たり年10回巡回している。
3	校内委員会	市内全小・中学校で、週1回から月1回の割合で開催している。
4	個別支援委員会	平成 20 年度は年 10 回, 平成 21, 22 年度は年 13 回, 平成 23 年度は年 15 回と, 開催回数が年々増加する傾向にある。
5	個別の教育支援計画	在学中の児童・生徒に対する支援の方法について,保護者 の了解を得た上で各学校が作成している。

3 特別支援教育実施上の課題

- (1) 特別支援教室,通級指導学級(情緒障害等)及び固定学級(自閉症・情緒 障害)の設置に関すること
- (2) 就学後の支援の在り方に関すること
- (3) 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援に関すること
 - ① 個別の教育支援計画の書式や活用方法の改善について
 - ② 通常の学級に配置される介助員について
 - ③ 特別支援教育にかかる教員の研修体制について

4 平成 24 年度以降の特別支援教育の方向性

- (1)特別支援教室, 通級指導学級(情緒障害等) 及び固定学級(自閉症・情緒障害) の設置に関すること
- ① 基本的な考え方について

【図1】(P4)の国分寺市の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移を踏まえながら、【表3】に示す方向で進めていくことを、設置計画を立案する際の基本的な考え方とします。ただし、中学校に固定学級(自閉症・情緒障害)を設置することについては、平成24年度に改めて検討委員会を設置して慎重に検討することとします。

【表3】設置計画を立案する際の基本的な考え方

	基本的な考え方				
特別支援教室	一部特別な指導を必要とする児童・生徒への個別支援を行うため、全市立小・中学校に設置する。				
通級指導学級(情緒障害等)	巡回指導の拠点校として、小学校に2校設置する。				
中学校固定学級 (自閉症・情緒障害)	検討委員会を平成 24 年度に設置して、東京都の動 向を踏まえながら慎重に検討する。				

さらに、新設する際には、国分寺市の今後の財政状況を鑑み、これまで行ってきた特別支援教育に関する取組(例えば、現在行っている中学生のスクールバスの利用など)についての見直しを図ることも必要であると考えます。

② 設置に関する年次計画について

①を踏まえ、設置に関する年次計画については、【表4】に示すとおりとします。 なお、本年次計画では、平成28年度までに、市内の全市立小・中学校で特別支援 教室の設置が完了する予定です。

【表4】設置に関する年次計画

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		
特別支援教室	中学校: 1校開設	小学校: 1校開設	小学校: 1校開設	中学校: 1校開設	中学校: 1校開設		
通級指導学級 (情緒障害等)		小学校: 1校開設			小学校: 1校開設		
中学校固定学級 検討委員会 (自閉症・情緒障害) の設置			中学校:1校開設(*1)				

*1:中学校固定学級(自閉症・情緒障害)の新設あるいは中学校通級指導学級(情緒障害等)の増設については、検討委員会の結果を受けて計画する。

(2) 就学後の支援の在り方に関すること

① 基本的な考え方について

従来の就学相談とともに,各小・中学校の校内委員会に特別支援教育相談員を計画的に参加させ,当該児童・生徒に対する就学後の支援体制を確立します。

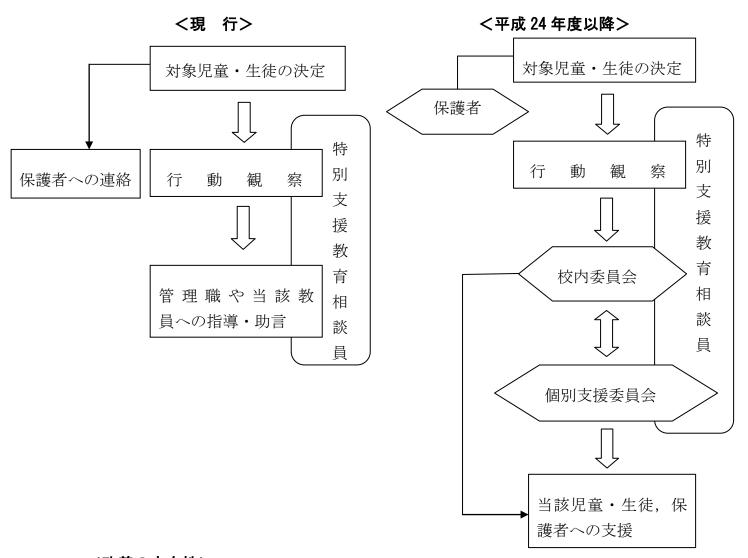
② 就学後の支援の流れについて

【図3】に示すように、現行では、行動観察終了後、特別支援教育相談員が管理職や当該教員に対して、対象児童・生徒への支援についての指導・助言を行っていますが、平成24年度以降は、特別支援教育相談員を校内委員会に計画的に参加させ、校内委員会をとおして、当該児童・生徒への支援についての指導・助言を行うようにします。

また、特別支援教育相談員は、各学校での就学後の当該児童・生徒の状況について、定期的に個別支援委員会に報告するようにします。個別支援委員会では、主に就学後不適応を起こしている児童・生徒の支援内容や方法等についての助言を行い、当該児童・生徒及びその保護者への支援につなげていくようにします。

さらに、【**図3**】に示す就学後の支援の流れを確立するために、改善の方向性として、校内委員会と個別支援委員会の在り方について8ページ以降に示しました。

【図3】 就学後の支援の流れ



<改善の方向性>

〇 校内委員会について

- <検討の対象とする児童・生徒>
 - (1) 前年度の個別支援委員会で審議を受けた児童・生徒
 - (2) 前々年度までの個別支援委員会で審議を受けた児童・生徒の中で校長が相談を希望する児童・生徒
 - (3) (1),(2)以外の児童・生徒の中で、校長が相談を希望する児童・生徒

<運営方法>

- (1) 各学校の校内委員会では、就学後の当該児童・生徒やその保護者への支援についての協議を月1回行う。
- (2) 校内委員会には、特別支援教育相談員が計画的に出席し、管理職や当該教員に対して、具体的な指導・助言を行う。
- (3) 特別支援教育相談員は,学期に1度,個別支援委員会へ就学後の当該児童・ 生徒の状況についての報告を行う。
- (4) 福祉保健部が進めている個別支援システム(*2) と連携を図りながら、当該児童・生徒や保護者への支援に当たる。

*2 個別支援システム:

国分寺市障害者計画に基づき,障害のある児童・生徒等に対して,教育,福祉,保健・医療等の専門機関が一体となって,一貫した支援を行うためのシステム

〇 個別支援委員会について

就学相談と就学後の支援に関する審議を分ける。

<運営方法>

- (1) 開催回数は、平成 23 年度と同じ年間 15 回とするが、1回当たりの開催時間を現行より長くする。
- (2) 7月,12月及び3月の個別支援委員会では、当該児童・生徒の就学後の支援についての審議を行う。
- (3) 個別支援委員会での審議は、主に就学後不適応を起こしている児童・生徒の支援内容や方法等について行う。適応している児童・生徒の就学後の状況については書面にて報告を受ける。
- (4) 就学に関する個別支援委員会の審議結果と保護者の考えが異なる場合は, 1年間の就学後の経過を受けた後,個別支援委員会で審議を行う。

(3) 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援に関すること

① 個別の教育支援計画の書式や活用方法の改善について

く改善の方向性>

個別の教育支援計画について、書式や運用上の改善を図ることにより、保護者の理解が得やすく、学校や家庭で活用できるものに改める。なお、作成の対象は、特別な支援を必要とする児童・生徒(*3)のうち、保護者の了解を得た児童・生徒とする。

*3 特別な支援を必要とする児童・生徒:

本計画では、個別の教育支援計画作成の対象を、「障害によって特別な支援を必要とする子ども」と示しているが、今後は、保護者の理解を一層得るために、【表 5】のように、「現行に加えて、校長と保護者との十分な話し合いに基づき校長が特別な支援を必要と認める児童・生徒」に改める。

なお、本報告書では、「子ども」という文言は使用せず、「児童・生徒」で統一しているので、作成の対象についても、「子ども」を「児童・生徒」に改める。

【表5】 個別の教育支援計画作成の対象

現行	平成 24 年度以降
障害によって特別な支援が必要な子ども <障害の範囲> 視覚障害, 聴覚障害, 知的障害, 肢体不 自由, 病弱, 言語障害, LD, ADHD, 高機能自閉症等	現行に加えて,校長と保護者との十分な話し合いに基づき校長が特別な支援を必要と認める児童・生徒

○ 書式について

東京都で作成した個別の教育支援計画の書式を基本にして,次のように改める。なお、改正後の書式と記入例をそれぞれ次ページから掲載した。

- (1)「保護者の希望」の欄を新たに設け、学校に対する保護者の希望を低・中・高学年ごとに記載できるようにする。
- (2) 支援の欄については、「支援の目標」「学校による支援」「関係機関による支援」の3つに精選する。
- (3)「支援の目標」「学校による支援」「関係機関による支援」「支援内容の評価と課題」の各欄を、小学校では低・中・高学年ごとに、中学校では学年ごとに分割して記載できるようにする。
- (4)「特記事項」の欄を設け、障害の程度や愛の手帳の有無等について記載できるようにする。
- (5)「校内委員会等の記録」の欄を,「校内委員会及び個別支援委員会の記録」 の欄に改めるとともに,会議の回数が多くなっても記載できるよう,記載 欄は裏面とする。
- (6) 個別の教育支援計画の作成や更新の確認として、校長、作成担当者、保護者の押印欄をそれぞれ設ける。

〇 運用について

- (1) 年度当初の保護者会をはじめ、様々な機会をとらえて、個別の教育支援計画作成の意義や活用方法等について説明する。
- (2) 個別の教育支援計画を基に、保護者との面談を学期ごとに行う。
- (3) 保護者の理解を得るために、必要に応じて保護者の校内委員会への出席を促すなどして、学校として組織的に対応する。
- (4) 進学または転学に当たっては、保護者に個別の教育支援計画の引き継ぎについての確認を得た上で進学先または転学先の学校へ引き継ぐ。

個別の教育支援計画

<改正後>

旧车1	<u> </u>	<u> </u>		7,22,111			(),	- (人)		
児童につ	フリガナ									
児童	氏名									
	低学年		中学年			高学年				
担任氏名										
 在籍校	国分=		1年〇組	2年△組	年 組	年組 年組 年組				
	いての希望	지구자 자꾸지	1十〇旭	乙十二八世	— WII	— <u>"</u>	一 和	一 加		
旧辛	1年生		3年生			5年生				
	2年生 1年生		4年生 3年生			6年生 5年生				
	2年生		4年生			6年生				
保 護 : 1年生	者の希望			2年生						
<u> </u>										
3年生				4年生						
 5年生				6年生						
		-								
支 援 ^{1年生}	の目	구		2年生						
3年生				4年生						
34±										
5年生				6年生						
学校	による	る 支 援								
学 校 ^{1年生}				2年生						
 3年生				4年生						
5年生				6年生 【						
関係	機関によ	る 支 援								
	支援機関:		担当者:			連絡先:				
医療	支援内容:									
	ZIXF 1-		1			1				
카드 카디	支援機関:		担当者:			連絡先:				
福祉	支援内容:		•			,				
	- 15 W CC		In week)+ 4h 4				
個別支援	支援機関:		担当者:			連絡先:				
システム	支援内容:									
	支援機関:		担当者:			連絡先:				
	支援内容:		<u> </u>			<u> </u>				
特記										
- 14 HD										

支援内容	字の評価と課題						
1年生			[2	2年生			
 3年生		. – – – –	<u>_ </u>	4年生			. – – – –
			i	 6年生			
912				- 1 -			
校内委員	会及び個別支援委員	会の記録					
日 時		10 者			協議内容・	引継事項等	
	校長・副校長・学級担任・コー	ディネーター			17771341 3 14	3144-31.36.43	
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー						
	校長・副校長・学級担任・コー- 校長・副校長・学級担任・コー-						
	校長・副校長・学級担任・コー						
		711 × 7					
	新の確認						
作成日	新規						
校長印							
作成担当者印							
	私は、以上の内容を確	認しました。					
確認日							
保護者 氏名·印							

個別の教育支援計画

<改正後>

生徒につ	ついて			
生徒	フリガナ			
KC	氏名			
	1年生		2年生	3年生
担任氏名				
在籍校		宇市立第 中学校	年 組 年	組 年組
将来につ	いての希望		2年生	2.K.H.
生徒	1年生		2年生	3年生
保護者				
保護 1年生	者の希望			
2年生		. – – – – –		
3年生				
支 援 1年生	の目	標		
2年生				
3年生				
学 校 ^{1年生}	にょ	る 支援		
		. – – – – -		
3年生				
BB & _	-	7 士 垭		
男 徐	機関によ	の文版		
医療	支援機関:		担当者:	連絡先:
	支援内容:			
福祉	支援機関:		担当者:	連絡先:
THTL	支援内容:			
個別支援	支援機関:		担当者:	連絡先:
システム	支援内容:		•	
	支援機関:		担当者:	連絡先:
	支援内容:		1	
特記	事 項			

支援内容 ^{1年生}	字の評価と課題		
 2年生			
3+生			
校内委員	【会及び個別支援委員会の記録		
日 時	参 加 者	協議内容・	引継事項等
	校長・副校長・学級担任・コーディネーター		
作成•更	■		
	新規		
作成日	77773		
校長印			
作成担当者印			
	私は、以上の内容を確認しました。 I		
確認日			
保護者 氏名·印			
~ T H -11"			

(様式1)

小学校

個別の教育支援計画

<記入例>

児童につ	コンプ			III // 100 1/	H X IX III E			\			
児童	フリガナ 氏名	00 00				側に1年生	の時の担任氏名	D様式は、「低学 名、下側に2年生の 年」「高学年」欄も	の時の担		
担任氏名	低学年			山学 左			1,2年生ともにア	内容が同一の場			
在籍校	国分:	寺市立第	小学校	1年〇組	2年△組	年 組	年 組	年 組	年 組		
将来につ	ついての希望										
児童	2年生	手になりたい。_		3年生 4年生			5年生 6年生				
保護者 保護	2年生 社会に出て働けるようにしたい。			3年生 4年生			5年生6年生	_ — — –			
1年生・学校で友達と楽しく遊べるようになってほしい。					2年生・物事に第	真中して取り組める	。ようになってほし い	,\ ₀	1		
			 	4年生	記入します。「こ	生活における例 将来についての 記して支援の目れ)希望」「保護者				
5年生											
1年生 •学絲	支 援 の 目 標 1年生・学級の中で良好な対人関係を保てるように支援する。 ・身の回りのことを自分でできるように支援する。				2年生 ・学級の中で良好な対人関係を保てるように支援する。 ・コミュニケーション能力が向上するよう支援する。						
3年生 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —											
5年生					6年生						
	ふさわしい言葉遣い		目解できるよう支援す♪ ♪でできるよう支援す								
3年生 5年生				学校生活具体的に	 員が行う支援等	について、					
関係	機関によ	くる 支 援			T						
医療	支援機関:〇〇			担当者: 00さん	4		連絡先:×××·	-×××-××			
区 原	支援内容:定期	的な通院									
福祉	支援機関:			担当者:			連絡先:				
	支援内容:										
個別支援	支援機関:			担当者:			連絡先:				
システム	支援内容:			BB 15 ±44	囲のホニデリー!	-八 ルナ 号3 ナ					
	支援機関:					個別支援システ. 「援機関名等を記					
特記	支援内容:										
10 BL											
	愛の手	帳、就学前の3	を援等、保護者の 	了解を得た上	で、支援に必要と	と考えられる情報	といて記入す	する。 			

	の評価と課題										
	よって、言葉を使い分けることが 暴な言葉や態度をとってしまうこと		てきたが、気持	· ·	2年生						_
3年生				7	4年	学年末に具	.体的な支援	援内容について	て評価し、記	課題を記入する。 	╝
5年生					6年生						
校内委員	会及び個別支援委員	会の記録									
日時	参加	1 者						引継事項等			
H24.4.30	校長·副校長·学級担任 2 1-5 学年主任			児童理解についての協語 ことに取り組む。)						らすなどして、刺激を少な	よくする
	校長副校長学級担任 1-5 学年主任			具体的な支援内容の協				は保健室で対応する	5.)		
H24.12.10	校長·副校長・学級担任・1一方個別支援委員会委員	/		できたことをに対して、ほ	めるこ	とを支援の中心 	とする。				
	校長・副校長・学級担任・コー	ý—					通理解を図り	り、確認すべき	事項や個	別支援委員会での	ກ
	校長・副校長・学級担任	ķ—		専門家の助言	などを	記入する。 					
	校長・副校長・学級 校長・副校長・学級 校長 校内委員会等の参	加者についる		L すける。記載されて	1						
	いない参加者は下り	段に加筆する	5.	117 00 HB-MC10 C							
	校長・副校長・学級担任・コーラ										
	校長・副校長・学級担任・コーク										
	校長・副校長・学級担任・コーラ										
	校長・副校長・学級担任・コーラ										
	校長・副校長・学級担任・コーラ										
	校長・副校長・学級担任・コーラ										
	校長・副校長・学級担任・コーラ										
	校長・副校長・学級担任・コーラ										
	校長・副校長・学級担任・コーラ										
	校長・副校長・学級担任・コーラ										
	校長・副校長・学級担任・コーラ	ディネーター 									
作成•更				1							
作成日	新規		ルボール	<u> </u> たっては、学級担	1 <i>IT</i> L	性叫士拉名	· · ·	 	カカレナル	<u></u>	
校長印				たっては、子紋を 養者の意見を十分					m 力し CT	F	
作成担当者印											
	私は、以上の内容を確	認しました。									
確認日											
保護者 氏名·印	原則として ⁴ 押印する。	年度当初に	保護者がに	内容を確認し、署	名•						

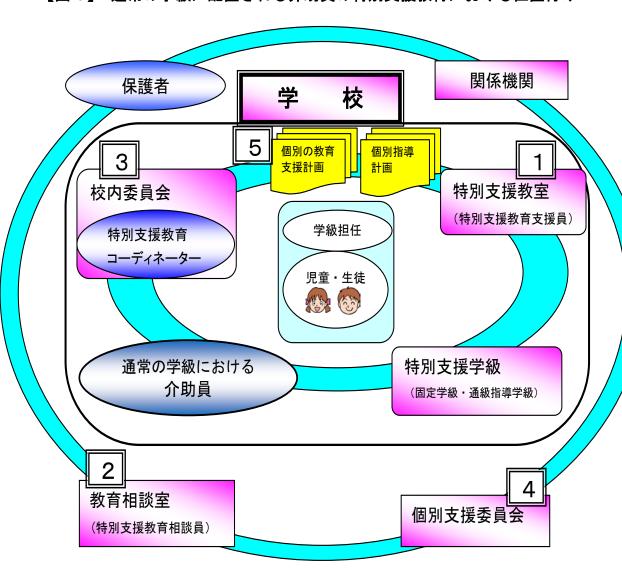
② 通常の学級に配置される介助員について

く改善の方向性>

- (1) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、一人一人のニーズに応じた支援や援助を一層行うため、通常の学級に配置される介助員を特別支援教育基本計画に位置付ける。
- (2) 「国分寺市公立学校の通常の学級に在籍する児童・生徒に対する介助員制度事業実施要綱」第3条の「身辺介助」の内容を明確化する。

(1)については、P5の「【図2】義務教育時の支援体制」の中に、【図4】のように位置付けます。また、P15の「学校による支援」の中に、介助員による支援についても記入できるようにします。

【図4】 通常の学級に配置される介助員の特別支援教育における位置付け



- (2)については、「国分寺市公立学校の通常の学級に在籍する児童・生徒に対する 介助員制度事業実施要綱」第3条(*4)の「身辺介助」の内容を次のように明確 化していきます。
- *4 国分寺市公立学校の通常の学級に在籍する児童・生徒に対する介助員制度事業実施 要綱第3条:

介助員は、対象児童・生徒が在籍する学級において、学校長及び担任教師の指導の もと、対象児童・生徒の障害の程度に応じた身辺介助等を行う。

<身辺介助の具体例>

- ○廊下を歩く、階段を昇降する
- ○給食時に配膳する、片付ける、食事をする
- ○体育時等の着替え
- ○学習に関わる補助(・教科書を開く ・鉛筆を持つ ・ノートに書く ・着席の姿勢を保持する等
- ○その他個別の障害に応じた必要な支援
- *<u>必要な身辺介助については、校内委員会をとおして保護者と相談し、個別</u> の教育支援計画に明記する。

③ 特別支援教育にかかる教員の研修体制について

く改善の方向性>

- (1) 特別支援教育に関わる教員の研修体系を内容と対象者の視点から整理する。
- (2) 各学校で取り組んできた実践の成果を周知し、市内の全教員が共有できるようにする。

(1)については、**【表6**】に示すように、「校内委員会に関する研修」、「個別の教育支援計画に関する研修」、「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援に関する研修」及び「通常の学級における介助員、特別支援教育支援員との連携に関する研修」を4本の柱として、対象者を明確にし、計画的に教員研修を実施していきます。

特に、若手教員育成研修(採用1年目から3年目まで)において特別支援教育に関わる研修を実施し、特別な支援を必要とする児童・生徒への指導力の向上を図ることが必要であると考えます。

また,(2)については,教育委員会主催の研修会及び各学校の校内研修会で,市内で実施された特別支援教育に関する研究の成果を踏まえた研修を実施するとともに,年度末に各学校に対して実践事例をまとめたリーフレットを配布したり,特別支援学校のコーディネーターを活用したりしていきます。

【表6】 特別支援教育を推進する上での研修体系

研修内容	管理職	特別支援教 育コーディ ネーター	教 員	若手 教員
校内委員会	0	0	0	0
個別の教育支援計画		0	0	0
特別な支援を必要とする児童・生徒への支援		0	0	0
通常の学級における介助員,特別支援教育支援員との連携		©	0	0
特別支援教育の基礎・基本				0

◎主たる対象者 ○対象者

さらに、**【表7**】に示すように、平成24年度以降の研修について具体的に計画していきます。また、夏季に行う研修の一部は、学校と福祉との連携を一層深める上で、子どもの発達センターつくしんぼと連携して研修会を行うことも検討していきます。

【表7】 平成24年度以降の研修について

研修会名	平成 23 年度の回数		平成 24 年度	以降の回数	研修内容	
				第1回	校内委員会について	
特別支援教育研修会	半日×3回		水口×4回	第2回	個別の教育支援計画について	
(教育相談・コーディ ネート連絡会を兼ねる)	+1	コ < 3 凹	半日×4回	第3回	特別な支援を必要とする児 童・生徒への支援について	
				第4回	通常の学級における介助員,特 別支援教育支援員との連携	
	半日×2回			第1回午前	校内委員会について	
特別支援教育研修会			N/ El X/A El	第1回午後	個別の教育支援計画について	
(夏季研修)			半日×4回	第2回午前	特別な支援を必要とする児 童・生徒への支援について	
				第2回午後	通常の学級における介助員,特別支援教育支援員との連携	
	1年次	半日×1回	1年次	半日×1回		
若手教員育成研修	2 年次	半日×1回	2 年次	半日×1回	特別支援教育の基礎・基本	
	3年次	なし	3 年次	半日×1回		